

〔翻 訳〕

Lukas Handschin 著

スイス会社法における「危険に対する備え」としての自己資本
(Das Eigenkapital als Risikoreserve)

福 瀧 博 之 (訳)

目 次

- A. 基本的説明 (Grundlagen)
 - I. 貸借対照表の数値としての自己資本 (Das Eigenkapital als Bilanzgröße)
 - II. 自己資本の概念的整理 (Zur begrifflichen Einordnung des Eigenkapitals)
- B. 「左側 (借方)」には「何も止らぬのはなく、右側 (貸方)」には「何も残ってゐない」 (On the left is nothing right and on the right is nothing left)。
 - I. 基本的説明 (Grundlagen)
 - II. 資金流出の危険 (Mittelabfluss-Risiko)
 - III. 誤った評価の危険 (Falschbewertungs-Risiko)
 - 1. 基本的説明 (Grundlagen)
 - 2. 具体的な数字の例：大きい自己資本 (Zahlenbeispiel: Hohes Eigenkapital)
 - 3. 具体的な数字の例：小さい自己資本 (Zahlenbeispiel: Tiefes Eigenkapital)
- C. 「危険に対する備え」としての自己資本 (Das Eigenkapital als Risikoreserve)
- D. 貸借対照表上の危険に耐える能力の基準としての自己資本の額 (Die Höhe des Eigenkapitals als Massstab für die bilanzielle Risikofähigkeit)

E. 自己資本の額の基準としての貸借対照表上の危険に耐える能力 (Die bilanzielle Risikofähigkeit als Massstab für die Höhe des Eigenkapitals)

Die Veröffentlichung dieser Übersetzung des Aufsatzes von Herrn Professor Dr. Lukas Handschin („Das Eigenkapital als Risikoreserve“ in: Peter V. Kunz/Dorothea Herren/Thomas Cotter/René Matteotti (Hrsg.), *Wirtschaftsrecht in Theorie und Praxis, Festschrift für Roland von Büren, Helbing Lichtenhahn Verlag, Basel 2009, S. 69 ff.*) erfolgt mit der freundlichen Genehmigung des Verfassers sowie des Verlags.

A. 基本的説明 (Grundlagen)

I. 貸借対照表の数値としての自己資本 (Das Eigenkapital als Bilanzgrösse)

自己資本 (das Eigenkapital) とは、ある会社の総ての経済的な財産の価値 (借方) と、第三者に対する債務 (他人資本) との差額である。すなわち、一定の価値 (図の例においては、3000) の借方を有する会社に関しては、次のことが妥当する。他人資本が多ければ、それだけ自己資本が少なくなり (図2)、また逆に他人資本が少なければ、それだけ自己資本は多くなる (図1)。

自己資本は、株主資本 (Aktienkapital) / 法定準備金 (gebundene Reserve) / 任意準備金 (freie Reserve) / および (繰越) 利益または (繰越) 損失 (Gewinn- resp. Verlustvortrag) から成る。株主資本および法定準備金の範囲においては、自己資本は任意に減少させてはならぬ。したがって、株主への配当は、借方が他人資本および自己資本の額よりも多い場合に限つてのみ、あるは、(同じこととなるが) 任意準備金および (繰越) 利益 (Gewinnvortrag) の範囲内においてのみ可能ということになる (図3) (図4)。

流動資産と固定資産の額から他人資本を差し引いた額が、株主資本および準備金 (自己資本) の半分よりも少なければ、あるいは

図1：大きい自己資本

	借 方		貸 方
流 動 資 産	1000	他 人 資 本	500
固 定 資 産	2000	自 己 資 本	2500
合 計	3000		3000

図2：少ない自己資本

	借 方		貸 方
流 動 資 産	1000	他 人 資 本	2500
固 定 資 産	2000	自 己 資 本	500
合 計	3000		3000

図3：配当が可能である。：流動資産および固定資産の額は、他人資本および自己資本よりも大きい。このことは、〔繰越〕利益によって表わされている。

	借 方		貸 方
流 動 資 産	2000	他 人 資 本	2500
固 定 資 産	2000	株主資本・準備金	500
		〔繰越〕利 益	1000
合 計	4000		4000

図4：配当は不可能である。：流動資産および固定資産の額は、他人資本および自己資本よりも少ない。このことは、〔繰越〕損失によって表わされている。

	借 方		貸 方
流 動 資 産	800	他 人 資 本	2500
固 定 資 産	2000	株主資本・準備金	500
〔繰越〕損 失	200		
合 計	3000		3000

図5：資本の欠損がある。流動資産と固定資産の額（3700）から他人資本（3500）を差し引いた額（200）が、自己資本の半分よりも少ない。あるいは、〔繰越〕損失（300）が、株主資本および法定準備金の半分（250）より多い。

	借 方		貸 方
流 動 資 産	1700	他 人 資 本	3500
固 定 資 産	2000	株主資本・準備金	500
〔繰越〕 損 失	300		
合 計	4000		4000

図6：この会社は、債務超過である。流動資産および固定資産の額（2500）が、他人資本の額（3500）よりも少ない。

	借 方		貸 方
流 動 資 産	500	他 人 資 本	3500
固 定 資 産	2000	株主資本・準備金	500
〔繰越〕 損 失	1500		
合 計	4000		4000

は、〔繰越〕損失が、株主資本および法定準備金（自己資本）の半分より多ければ、資本の欠損（Kapitalverlust）⁽²⁾があることになる（図5）。

流動資産および固定資産の額が、他人資本より少ないか、あるいは、〔繰越〕損失が、株主資本および準備金（自己資本）の額を上回れば、会社は債務超過（überschuldet）である（図6）。

(0) 以下の註(一)以下は、原著の註を訳出するものではないが、原著にならば Peter Böckli, Schweizer Aktienrecht, 3. Aufl. (2004) が引用されている場合だが、翻訳にもたがわず、Peter Böckli, Schweizer Aktienrecht, 4. Aufl. (2009) の該当箇所を掲げた。翻訳はたいてい、第三版を参照したためである。

(1) Vgl. Peter Böckli, Schweizer Aktienrecht, 4. Aufl. (2009), § 8 Rdn. 294, S. 944; Peter Forstmoser/Arthur Meier-Hayoz/Peter Nobel, Schweizerisches Aktienrecht (1996), § 49 Rdn. 2ff., S. 636f.; Heinrich Honsell/Nedim Peter Vogt/Rolf Watter (Hrsg.), Basler Kommentar, Obligationenrecht II, Art. 530-1186 OR, 3. Aufl. (2008) (zit.: BSK-[Autor]), BSK-Neubaus/Biätler, Art. 663a Rdn. 12, S. 555; Arthur Meier-

Hayoz/Peter Forstmoser, Schweizerisches Gesellschaftsrecht, 10. Aufl. (2007), § 16 Rdn. 51, S. 402f.; Roland von Büren/Walter A. Stoffel/Rolf H. Weber, Grundriss des Aktienrechts, 2. Aufl. (2007), Rdn. 199f., S. 44f.; Robert Meier, Die Aktiengesellschaft, Ein Rechtsbandbuch für die praktische Arbeit in der schweizerischen Aktiengesellschaft, 3. Aufl. (2005), Rdn. 12-21, S. 366; Marc Amstutz/Peter Breitschmid/Andreas Furrer/Daniel Girsberger/Claire Huguenin/Markus Müller-Chen/Vito Roberto/Alexandra Runo-Jungo/Anton K. Schnyder (Hrsg.), Handkommentar zum Schweizer Privatrecht (2007) (zit.: CHK-[Autor]), CHK-L. Inark/L. Lipp, OR Art. 663a Rdn. 34, S. 2439.

(2) 株式会社に關しては、スイス債務法六七五条二項參照（以下、本稿において引用するスイス債務法の条文に關しては、本稿末尾の補註1參照）。

von Büren, Bockli, a. a. O. (Fn. 1), § 12 Rdn. 520, S. 1513f.; Forstmoser/Meier-Hayoz/Nobel, a. a. O. (Fn. 1), § 40 Rdn. 27ff., S. 489f.; von Büren/Stoffel/Weber, a. a. O. (Fn. 1), Rdn. 212, S. 48; Meier, a. a. O. (Fn. 1), Rdn. 614f., S. 175f.; CHK-Ch. Schmid, OR Art. 675 Rdn. 2f., S. 2471; BSK-Kurer, Art. 675 Rdn. 14f., S. 704.

(3) Meier, a. a. O. (Fn. 1), Rdn. 9,3ff., S.264ff.; Forstmoser/Meier-Hayoz/Nobel, a. a. O. (Fn. 1), § 50 Rdn. 306, S. 683 以下。Unterbilanz（これは、借方から他人資本および自己資本を引いた差額がマイナスであり、自己資本が資産によって充たされない「カバールされぬ」場合をいう）の特別な場合であるスイス債務法七二五条にいう資本の欠損 (Kapitalverlust) に關して述べている。von Büren, Bockli, a. a. O. (Fn. 1), § 13 Rdn. 744, S. 1835 によれば、「貸借対照表の損失が増大して、額面資本金 (Nennkapital) とするべきの法定準備金の額（合計額）〔自己資本〕が資産によってもはや完全には充たされない〔カバールされぬ〕ほどに達すれば、資本の欠損としようであり、より精確には、額面資本金とすべきの準備金の合計額の半分が充たされぬ」〔カバールされぬ〕とき、資本の半分の欠損と (vom hälftigen Kapitalverlust) するのである。

II. 自己資本の概念的整理 (Zur begrifflichen Einordnung des Eigenkapitals)

自己資本（または株主資本および準備金）の概念的整理は、簡単ではなく、この概念を説明すべき多数の試みがある。たとえば、《Haftungsbasis (責任の基礎)》⁽⁴⁾、《Sollbetrag (義務的金額)》または《Sollziffer (義務的数值)》⁽⁵⁾、《Sperrziffer (封鎖数值)》また

は《Sperrquote (封鎖金額)⁽⁶⁾》であるが、《Haftungsfonds (責任基金)⁽⁷⁾》といった説明の試みである。結果としては、これらの説明の試みは、すべて正しい方向を目標するものである。なぜならば、株主資本と準備金とは、債権者の利益のために存在しているということを表現してうつろっているからである。

しかしながら、とりわけ、《Haftungssreserve (責任準備金)》または《Haftungsfonds (責任基金)》という概念は、誤解を招きやすいもの (irreführend) である。なぜならば、自己資本が持つべきはず、持つべきでないような性質を暗示するものだからである。

すなわち、そういった概念は、自己資本の額は、侵すことのできないものであって、債権者の意のままになるべきものであるという性質を示唆するからである。⁽⁸⁾ 自己資本の機能に関する理解を確かなものにするためには、そして、それとともに、また、「自己資本」という考え方 (Konzept Eigenkapital) が究極的には債権者の保護というその目的設定に正しく対処し得るかどうかと、議論の基礎としては、《Risikoreserve (危険に対する備え) [危険準備]》という概念がよりよいものであるように見える。この概念は、何が問題なのかを正確に示すことにより、それとともに、また、自己資本という考え方が正当で必要なものであることを正確に示すものである。

(4) Vgl. Forstmoser/Meier-Hayoz/Nobel, a. a. O. (Fn. 1), § 49 Rdn. 35, S. 640. それによれば、「……株主資本は、たとえは、責任の基礎 (Haftungsbasis) とどう訳ではない。むしろ、株主資本は、損失が、他人資本に影響を与え、債権者が害されるより前に、損失をカバーするために用いることができる財産価値を自己資本の金額まで会社に残さなければならぬ」とすべしによって、責任の基礎を確保すべきものである」。

(15) Forstmoser/Meier-Hayoz/Nobel, a. a. O. (Fn. 1), § 49 Rdn. 33, S. 640 «Solbetrug»; von Büren/Stoffel/Weber, a. a. O. (Fn. 1), Rdn. 18, S. 5 «Solziffer».

(6) Forstmoser/Meier-Hayoz/Nobel, a. a. O. (Fn. 1), § 49 Rdn. 23, S. 638 «Sperrziffer»; Böckli, a. a. O. (Fn. 1), § 1 Rdn. 170 ff., S. 74 ff.; Meier, a. a. O. (Fn. 1), Rdn. 12/26, S. 368 «Sperrquote»; BSK-Baudenbacher, a. a. O. (Fn. 1), Art. 620 Rdn.

Lukas Handschin 著 スイス会社法における「危険に対する備え」としての自己資本 九三 (一〇九三)

11, S. 253 «Sperrziffer bzw. Garantieziffer»; von Büren/Stoffel/Webler, a. a. O. (Fn. 1), Rdn. 193 f., S. 44 «Sperrziffer»; Theo Guld/Jean Nicolas Druey, Das Schweizerische Obligationenrecht, 9. Aufl. (2000), § 66 Rdn. 5, S. 713.

(7) Vgl. Tobias Meyer, Kapitalschutz als Selbstzweck?, in: Gesellschafts- und Kapitalmarktrecht (GesKR), 3/2008, S. 220, S. 221 f.

「最近では、既存の基礎資本金制度 (das bestehende Grundkapitalssystem) が債権者の保護のために責任基金 (Haftungsfonds) を保証する機能がなくなると関しては、広く見解が一致しているのではないか」。(Meyer, a. a. O., S. 221.)

また Peter Nobel, Unternehmensfinanzierung und gesetzliches Garantiekapital in der Schweiz, Die Aktiengesellschaft (AG) 43/1998, S. 354, S. 356 が批判的に次のように述べているのは正しいである。「責任の基礎としての基礎資本金に関して (von Grundkapital als Haftungssubstrat) 語の法律家たちは、特に一九世紀の思想のもとで動きまわっているのではないか」。

(8) Vgl. insbesondere Meyer (Fn. 7), S. 222.

B. 「左側(借方)には、何も正しいものはなく、右側(貸方)には、何も残っていない」(On the left is nothing right and on the right is nothing left)。

I. 基本的説明 (Grundlagen)

困難な状況にある企業の貸借対照表との関係で引用される警句である「左側(借方)には、何も正しいものはなく、右側(貸方)には、何も残っていない」(On the left is nothing right and on the right is nothing left)には、「一見して明らかになるよりも多くの真実が隠されている。三つの数値である、借方(貸借対照表においては、左側)、「他人資本」および「自己資本」(貸借対照表においては、貸方として右側)のうち、確定しているのは、固定した数値である他人資本だけである。それ(他人資本)は、債権者との交渉によってのみ変更することができるのであって、評価のねじを回す「操作する」ことによって変更することはできないのである(このこと「評価の操作」は、たとえば、自己資本が資産(借方)によって充たされない「カバーされない」状

図7：この例においては、自己資本は、株主資本・準備金と一致している。

	借 方		貸 方
流 動 資 産	1000	他 人 資 本	2500
固 定 資 産	2000	株主資本・準備金	500
合 計	3000		3000
		(自 己 資 本)	500

図8：この例においては、見やすくするために、損失は、マイナスとして右側に記載されている。これは、左側にプラスとして挙げることもできる。

	借 方		貸 方
流 動 資 産	1000	他 人 資 本	2500
固 定 資 産	1500	株主資本・準備金	500
		損 失	-500
合 計	2500		2500
		(自 己 資 本)	0

態 (Unterbilanz) を除去するために、スイス債務法六七〇条に従って、実際に借方において行なうことができるのであり、それによれば、不動産や出資 (持分) の評価をその現実の価値に切り上げることが可能である⁽⁹⁾。

貸借対照表の借方が余りにも高く表示されていれば、すなわち、「左側 (借方) には、何も止しいものはない」のであれば、そのような数値 (価値) は、訂正されなければならない。この事例の場合には (図7) および (図8) 参照)、固定資産は、2000から1500に訂正されなければならない。数値を訂正した限度において損失が生じ、その結果として、事例の場合には、自己資本が《0》に低下し、そして、「右側 (貸方) には何も残っていない」のである。

借方の縮小 (減少) の根拠は、多様であり得る。しばしば、財産 (資産) 構造は変わらなくても、「それを評価する」新たな視点があれば、すでに、それで「借方の減少には」充分である。たとえば、債務者が支払不能になり、有価証券が価値を失い、借方に計上された無体財産権が無価値であることが明らかになるなどといったことがあり得るのであり、そして、その結果として、その借方 (借方の資産) の価値 (数値) の訂正を行

なわなければならないことがあり得るのである。⁽¹⁾また、会社継続の可能性をほや認めることはできないので、個々の借方〔借方の資産〕の数値だけでなく、すべての借方〔借方の資産〕の数値を新たに評価しなければならぬ、ということも考えられる。⁽¹⁾そのいずれの場合にも、借方の価値〔数値〕は訂正しなければならない。しばしば、このような価値評価の訂正とともに、経営状況の悪化による資金の流出も起こるのであり、その結果として、(同じ他人資本またはむしろ大きい他人資本でありながら)流動資産の額も同様に減少されなければならないのである。同じままの他人資本、あるいは、むしろ大きくなった他人資本のもとで、借方を減少させると、それは常に自己資本の減少という結果になる。

(e) Vgl. zum ganzen Marc Bauen, Aufwertung von Grundstücken und Beteiligungen aus steuerrechtlicher Sicht unter besonderer Berücksichtigung des Massegleichkeitsprinzips, der steuerlichen Verlustrechnung und der aktienrechtlichen Grundlagen, Diss. (1999), § 3, S. 58 f.; Böckli, a. a. O. (Fn. 1), § 8 Rdn. 765 ff., S. 1060 ff.; BSK-Neubaus/Balkanyi, a. a. O. (Fn. 1), Art. 670, S. 678 ff.

(f) Vgl. Böckli, a. a. O. (Fn. 1), § 8 Rdn. 822 ff., S. 1075 f.; Forstmoser/Meier-Hayoz/Nobel, a. a. O. (Fn. 1), § 50 Rdn. 286, S. 681; Lukas Handschin, Rechnungslegungs- und Revisionsrecht in a nutshell (2008), S. 87; CHK-L. Imark/L. Lipp, a. a. O. (Fn. 1), OR Art. 669 Rdn. 4 f., S. 2462.

(1) Böckli, a. a. O. (Fn. 1), § 13 Rdn. 771, S. 1849; Schweizer Handbuch für Wirtschaftsprüfung (1998), S. 49 ff.; Forstmoser/Meier-Hayoz/Nobel, a. a. O. (Fn. 1), § 50 Rdn. 206 f., S. 671 f.; Handschin, a. a. O. (Fn. 10), S. 25.

II. 資金流失の危険 (Mittelabfluss-Risiko)

借方または自己資本の減少 (そしてそれとともに会社の純資産の減少) の分かりやすい原因は、ネガティブな営業キャッシュフロー (der negative operative Cashflow) である。会社がその活動によって受け取る金銭〔現金〕よりも多くの金銭が会社から流出するのである。このことは、会社の信用度に応じて、他人資本の増加または借方側における支払手段〔流動資金〕の減少 (zu

図9：資金流出前の株主資本・準備金は、500である。

	借 方		貸 方
流 動 資 産	1000	他 人 資 本	2500
固 定 資 産	2000	株主資本・準備金	500
合 計	3000		3000
		(自 己 資 本)	500

図10：400の資金流出の後、流動資産は、200減少し、他人資本は、200増加した。400の損失によって、自己資本は、わずか100となっている。

	借 方		貸 方
流 動 資 産	800	他 人 資 本	2700
固 定 資 産	2000	株主資本・準備金	500
		損 失	-400
合 計	2800		2800
		(自 己 資 本)	100

einer Verminderung der liquiden Mittel) の結果となるのである。しばしばその両方の結果となる。

Ⅲ．誤った評価の危険 (Falschbewertungs-Risiko)

1. 基本的説明 (Grundlagen)

ある企業の経済的な財 (財産) の評価は、複雑であり、過ちが犯される危険をはらんでいる。評価規定が実際の価値を反映しようと、より強く試みれば試みるだけ、ますます評価の訂正が必要となる危険は大きくなる。たとえば、商法の規定によれば、固定資産は、必要な減価償却 (Abschreibungen) をしたうえで、最大限、作成価額または取得価額において (zum Herstellungs- oder Erwerbswert) 借方に計上することができ⁽¹²⁾。取得後の固定資産の価額の増加は、原則として借方に計上することはできない⁽¹³⁾。ただ単に、スイス債務法六七〇条に従って、自己資本が資産 (借方) によって充たされない (カバールされない) 状態 (Unterbilanz) を除去するためにだけ、不動産や出資 (持分) の評価をその現実の価値に切り上げることが許されているのである⁽¹⁴⁾。

統合されたコンチエレンの決算 (連結決算) に関しては

(für den konsolidierten Konzernabschluss) —— 連結決算は、資本市場においては、親会社の商法上の決算よりも大きい役割を果たしているものであるが、—— たいいていの場合には、商法の規定ではなくて、承認された会計基準 (anerkannte Rechnungslegungsstandards) が適用されている¹⁵⁾。このような会計基準は、固定資産の評価をその実際の価値に切り上げることを(仮にその実際の価値が作成費用や調達費用 (die Herstellungs- oder Anschaffungskosten) より大きくても) 許しているのである¹⁶⁾。しかも、計画されている株式法改正案の規定は¹⁷⁾、このような会計基準を商法上の決算にも適用することを認めるものとなっている。これは、その〔改正法の〕ルールに従った決算を選択する会社は、その貸借対照表においては、作成価額または取得価額を超えて固定資産を計上でき、しかもそのうえ、場合によれば (teilweise)、そうしなければならぬ〔作成価額または取得価額を超えて固定資産を計上しなければならぬ〕、という意味である。この場合には、資本保護規定 (die Kapitalschutzvorschriften) は、—— とりわけ資本の欠損¹⁸⁾または債務超過¹⁹⁾の場合におけるスイス債務法七二五条による義務は、—— 承認された会計基準に依拠して作成された貸借対照表にも関連することになるであらう。

計算書類の作成 (Rechnungslegung) にあたって、その評価を実際の価値により強く近付けようとすればするだけ、ますます一定の借方〔借方の資産〕が過大評価される危険が大きくなる。これに対して、たとえば、借方〔借方の資産〕をその実際の価値以下に評価することを許し、²⁰⁾ それによって隠れた準備金 (stille Reserven) を作ることを許し、あるいはそれを強制するようなシステム〔制度〕は、評価の誤りに対してはより強靱 (gegenüber Falschbewertungen robuster) である。

ある企業の財産〔資産〕価値の評価は、通例、〔企業の〕継続価値において (zu Fortführungswerten) 行なわれる²⁰⁾。これは、あらゆる個々の借方〔借方の資産〕の評価にあたっては、会社は継続するのであり、個々の借方〔借方の資産〕は、将来においても会社が自由に使用でき、また利用することができると考えてよいことである²¹⁾。このような継続性が、たとえば、支払能力の困難のために (wegen Liquiditätsschwierigkeiten) 失われることになれば、借方〔借方の資産〕は、清算価値において (zu Liquidationswerten) 評価しなければならぬ。継続価値から清算価値への変更は、しばしば、借方の価値評価の減少と (zu ei-

図11：評価を訂正する前の株主資本および準備金の額は、1000である。

	借 方		貸 方
流 動 資 産	1000	他 人 資 本	2500
固 定 資 産	2500	株主資本・準備金	1000
合 計	3500		3500
		(自 己 資 本)	1000

図12：固定資産の評価を訂正した結果、自己資本は、100となる。評価の訂正にもかかわらず、他人資本は、借方〔資産〕によってまだ充たされて〔カバーされて〕いる。この会社は、スイス債務法七二五条一項に従って、措置を講じなければならないが、まだ債務超過ではない。

	借 方		貸 方
流 動 資 産	1000	他 人 資 本	2500
固 定 資 産	1600	株主資本・準備金	1000
		損 失	-900
合 計	2600		2600
		(自 己 資 本)	100

ner Reduktion in der Bewertung der Aktiven) 5.3.3 結果になる。⁽²²⁾

当該の企業の資産構造によっては、その評価の訂正が大きく、その結果として、価値を訂正された借方の総額が他人資本の総額に近付き、あるいは、それを超えることになる。借方（借方の資産）の新たな評価の結果、他人資本の額を下回る数字が出てくれば、その会社は、債務超過（überschuldet）であり、破産（Konkurs）によって清算されなければならないことになる。

2. 具体的な数字の例：大きい自己資本 (Zahlenbeispiel: Hohes Eigenkapital) ([図11] および [図12] 参照)

3. 具体的な数字の例：少ない自己資本 (Zahlenbeispiel: Tiefes Eigenkapital) ([図13] および [図14] 参照)

数字の例が示すところによれば、大きい自己資本を有する会社は、少ない自己資本を有する会社よりも、評価の修正〔訂正〕によって危険にさらされることがより少ない。

(12) スイス債務法六六五条および六六九条一項参照。

図13：この例においては、評価を訂正する前の株主資本および準備金〔自己資本〕の額は、1000ではなくて、100である。その代わり、他人資本が、それに比べて大きい。

	借 方		貸 方
流 動 資 産	1000	他 人 資 本	3400
固 定 資 産	2500	株主資本・準備金	100
合 計	3500		3500
		(自 己 資 本)	100

図14：固定資産の評価の訂正の結果、借方〔資産〕の額は、他人資本の額よりも少なくなった。900だけ評価を訂正した結果、会社は、新たに債務超過となった（自己資本は、-800となる）。

	借 方		貸 方
流 動 資 産	1000	他 人 資 本	3400
固 定 資 産	1600	株主資本・準備金	100
		損 失	-900
合 計	2600		2600
		(自 己 資 本)	-800

(12) Böckli, a. a. O. (Fn. 1), § 8 Rdn. 749 ff., S. 1056 ff.; BSK-Neuhaus/Inauen, a. a. O. (Fn. 1), Art. 665 Rdn. 6, S. 660; Bauen, a. a. O. (Fn. 9), S. 10.

(13) 準備金の強制引当 (Sog. Bildung von Zwangsreserven) 619 ff. n°. 10-12 Forstmoser/Maier-Hayoz/Nobel, a. a. O. (Fn. 1), § 50 Rdn. 302, S. 683; Bauen, a. a. O. (Fn. 9), S. 21.

(14) Bauen, a. a. O. (Fn. 9), S. 58 ff.; BSK-Neuhaus/Balkanyi, a. a. O. (Fn. 1), Art. 670 Rdn. 5, S. 679; CHK-L. Imark/L. Lipp, a. a. O. (Fn. 1), OR Art. 670 Rdn. 3, S. 2464; Böckli, a. a. O. (Fn. 1), § 8 Rdn. 765, S. 1060 f.

(15) International Financial Reporting Standards/International Accounting Standards (IFRS)/IAS, www.ifrs-portal.com); Schweizerische Fachempfehlungen zur Rechnungslegung (SWISS GAAP FER 2007, www.fer.ch); Generally Accepted Accounting Principals in the USA (US GAAP, www.fasb.org).

(16) Vgl. dazu IAS 16, Swiss GAAP FER 18.

(17) Vgl. dazu Art. 962a E-OR; Entwurf zur Revision des Aktienrechts und Rechnungs-

legungsrechts sowie Anpassungen im Recht der Kollektiv- und der Kommanditgesellschaft, im GmbH-Recht, Genossenschafts-, Handelsregister- sowie Firmenrecht (zit. Botschaft vom 21. Dezember 2007, BBl 2008, 1589, 1721 f.).

(18) 文献に關しては、註(2)所掲の文献、特に Böckli, a. a. O. (Fn. 1), § 13 Rdn. 744, S. 1835 参照。

(19) Vgl. Böckli, a. a. O. (Fn. 1), § 13 Rdn. 746, S. 1836; Meier, a. a. O. (Fn. 1), Rdn. 9, 7, S. 266; Gubli/Druey, a. a. O. (Fn. 6), § 66 Rdn. 29 f., S. 717 f.; von Büren/Stoffel/Weber, a. a. O. (Fn. 1), Rdn. 715 ff., S. 148.

(20) 上の問題に關しては、Böckli, a. a. O. (Fn. 1), § 8 Rdn. 134 m. w. H., S. 901 参照。継続企業の公辨 (Der Grundsatz der Unternehmensfortführung (going concern)) 45 スイス債務法第261条第1項四号に關して一般的な形に關して保持 [維持] を要しない。Vgl. auch Art. 958a E-OR; sowie PS Treuhänderkammer 570 Ziff. 2 ff.; ebenso IFRS Framework Paragraph 23 und Swiss GAAP FER Rahmenkonzept Ziff. 9.

(21) Handschin, a. a. O. (Fn. 10), S. 25; Böckli, a. a. O. (Fn. 1), § 8 Rdn. 134, S. 901; Meier, a. a. O. (Fn. 1), Rdn. 12, 10, S. 363; Schweizer Prüfungsstandard, PS 570; Botschaft des Bundesrates an die Bundesversammlung über die Revision des Aktienrechts vom 23. Februar 1983, BBl 1983, 745 ff., 887; Botschaft vom 21. Dezember 2007, BBl 2008, 1699 f.

(22) 「価値評価の基礎の崩壊 (Sturz vom Bewertungssockel)」を参照。Handschin, a. a. O. (Fn. 10), S. 26; Lukas Handschin/Alexander Kind, Rechnungslegung zwischen Realität und Vorsicht, ZSR 119 (2000), 119.

C. 「危険に対する備え」としての自己資本 (Das Eigenkapital als Risikoreserve)

自己資本は、資金の流出または評価の訂正による借方 (借方の資産) の減少という危険に対する会社の抵抗力の大きさ (die Grösse der Resistenz der Gesellschaft) を示すものである。ある会社の自己資本が大きければ大きいだけ、その会社は、そのような危険に対してますます抵抗力を有する。このような理由から、「危険に対する備え (Risikoreserve)」という概念が、自己資本の言い換えとしては正しいのである。この概念は、企業は、その自己資本の限度において、「企業が」債務超過となり、または破滅する」となぐ、借方 (借方の資産) (Aktiven) を減少させ得るということを表現するものだからである。価値評価の修正 (訂正)

と、資金の流出とに対するこの強靱性と免疫性は、債権者の利益になるだけでなく、社員〔株主〕にとっても、そして企業と一定の関係にある他のすべての人々にとっても利益となるのである。

このように自己資本を「危険に対する備え」として理解することは、自己資本の機能を把握すべき場合に有益であるだけでなく、会社の自己資本は理想的にはどの程度の額であるべきか (wie hoch das Eigenkapital der Gesellschaft idealerweise sein soll) という問題にとっても有益である。「危険に対する備え」という概念によって表現されているような企業の危険と自己資本との関係だけでも、それは、すでに有益なのである。借方〔借方の資産〕が新たな価値評価または資金の流失によって減少することのあり得る危険が大きければ大きいだけ、それだけ株主資本および準備金 (自己資本) は、ますます大きくなければならないのである。⁽²³⁾

(23) 〔図12〕 (大きい自己資本) および 〔図14〕 (少ない自己資本) 参照。

D. 貸借対照表上の危険に耐える能力の基準としての自己資本の額 (Die Höhe des Eigenkapitals als Massstab für die bilanzielle Risikofähigkeit)

取引〔経営・営業〕の危険の結果としての自己資本と他人資本との正しい関係に関する規定が存在するのは、——特に銀行におけるように、——ごくわずかな、とりわけ規制のある分野においてだけである。このような部門においては、近い過去の出来事によって企業の自己資本と危険に耐える能力との間の関係に関する最高の視聴覚教材も存在するのである。

これを別として、そのほかには、自己資本の額に関する法律上の要求は、はなはだ少ない。形式的にみれば、株主資本の額が10万スイスフラン (CHF 100 000) (約1000万円) に達しており、法定準備金 (die gesetzlichen Reserven) が積み立てられていれば⁽²⁵⁾、それで足りる。それによって、有効な債権者保護が生じるものではないのであり、貸借対照表における資本維持という考え方に対する批判 (die Kritik am Konzept der bilanziellen Kapitalerhaltung) は、主としてこのような形式的な限界値の不充分に⁽²⁶⁾ 関連するものであって、情報数値 (Referenzgrösse) としての自己資本の原則的な適切性に⁽²⁶⁾ 関連するものは少ない。

しかしながら、自己資本と他人資本との間の正当な関係に対する要求は、このような形式的な規定からだけ生ずるのではなく、むしろ会社は如何なる危険を冒してよいかという問題に関する規定からも生ずるのである。

取締役 (Verwaltungsrat) は、会社がその危険に耐え得るような取引 (営業) だけを会社にさせることを許されている⁽²⁷⁾。会社の危険に耐える能力 (Risikofähigkeit) の分析にあたって注意すべきテーマに属するのは、経営上の危険に耐える能力、人的な危険に耐える能力、および組織的な危険に耐える能力と並んで、貸借対照表上の危険に耐える能力である。すなわち、取引 (営業) の危険を冒すことができるためには、経営上の、人的な、そして組織的な前提条件があるかどうかという問題があるだけではなく、計画されている会社の取引活動にとって、貸借対照表の強靱さは充分かどうかという問題もあるのである。このような貸借対照表上の危険に耐える能力は、誤った評価の危険および資金流出の危険の分析によって確定 (測定) されるものである。取締役は、株式が新たに評価されなければならず、あるいは資金が流出することがあり得る危険がどの程度において存在するかということを調査しなければならぬ。結果的には、貸借対照表上の危険に耐える能力は、自己資本の額 (まさに危険に対する備え) に (von der Höhe des Eigenkapitals oder eben der Risikoreserve) 依存するのである。これは、取締役は、誤った評価の危険および資金流出の危険があっても、会社の自己資本の割合からみて、会社が責任を取り得る (耐え得る) ような取引 (営業) だけを会社にさせることが許されているということでもある。

- (24) Bundesgesetz über die Banken und Sparkassen vom 8. November 1934 (BankG, SR 952.0), Art. 4 Abs. 2: „Der Verwaltungsrat bestimmt die Elemente der Eigenmittel und der Liquidität. Er legt die Mindestanforderungen nach Massgabe der Geschäftstätigkeit und der Risiken fest.“
- (25) スイス債務法六七一条一項および二項参照。
- (26) これに関して、特に Böckli, a. a. O. (Fn. 1), § 1 Rdn. 290 ff., S. 104 参照。
- (27) スイス債務法七十七条参照。BSK-Watter/Pellanda, a. a. O. (Fn. 1), Art. 717 Rdn. 10 und Rdn. 13, S. 1092 f. (Erichtung eines internen Kontrollsystems und Risikomanagement) (内部統制システムの整備と危険管理); Zürcher Kommentar zum

Obligationenrecht, 5. Teil Die Aktiengesellschaft, Teilband V 5b, Der Verwaltungsrat, Art. 707-726, Peter Gauch/Jörg Schmid (Hrsg.), (1997) (zit. ZK [Autor]); ZK-Hornburger, Rdn. 816, S. 262 f.: «Abschätzung des Bonitätsrisikos der Gegenpartei»; Böckli, a. a. O. (Fn. 1), § 13 Rdn. 563 ff., S. 1765 ff.; § 14 Rdn. 253, S. 1991 (Übereinstimmung von Finanzien und Strategie, Swiss Code Ziff. 9).

(28) これは、「新たな評価の危険」であり、前出 (B. III) の「誤った評価の危険」の二場合である。

(29) これは、前出 (B. II) の「資金流出の危険」である。

E. 自己資本の額の基準としての貸借対照表上の危険に耐える能力 (Die bilanzielle Risikofähigkeit als Massstab für die Höhe des Eigenkapitals)

貸借対照表上の危険に耐える能力と自己資本の額との関係は、自己資本の正しい額の確定のための基準として、逆の方向においても存在する。会社は、自己資本 (あるいは危険に対する備え) を資金流出の危険および誤った評価の危険をカバーするに充分な額になるように確定しなければならない。このような危険 (資金流出および誤った評価の危険) が少なければ少ないだけ、それだけ自己資本は少なくてよく、他方、その危険が高ければ高いほど、自己資本は多くなければならない。すなわち、たとえば、実際に流動資産と保守的に評価された不動産から成る会社は、その借方が借方に計上された研究費あるいは投機的な債権証券から成り立っている会社よりも、より少ない自己資本を持つてよいことになる。

このような一般的な原則は、さらに押し進めて、正しい自己資本の額の確定のために信頼して適用することのできるルールを形成することができるように具体化しなければならないであろう。このような具体化が、より精確な、しかし、なお一般的抽象的な規範に至るべきものなのか、それとも、数学的モデルに依拠して、おそらくは将来に関係する考慮とも結び付けて導き出された数値に至るべきものなのかは、⁽³⁰⁾ また、未確定 (offen) である。近い過去における危険判断のための数学的モデルの広範にわたる失敗は、⁽³¹⁾ そもそも、そのようなモデルにとって有利ではないが、いずれにせよ、その限りにおいては、もっぱらそのようなモデルを

目指すべきではない。

したがって、危険と、危険に対する備え（または自己資本）との間の関係を一般的抽象的な規範によって把握しようと試みる方が、おそらくは、より合理的（vernünftiger）であろう。そのような規範は、適用者の裁量を除外するものではなく、裁量を前提とするものである。そのような規範は、たとえば、誤った評価の危険の高い一定の借方（借方の資産）（たとえば、自らが作成した無体財産の価値のように）⁽³²⁾ に関しては、誤った評価の危険が小さい借方の場合よりも、自己資金（Eigennittel）によるより大きいカバー（または、より多くの危険への備え）を前提とするように定めることになるであろう。そのような規範は、方法的には、銀行に対する自己資本規定に似たものであり、投資の種類（Anlageklassen）およびあらゆる投資の種類に関して存在しなければならぬ自己資本の百分率（einen Prozentsatz des Eigenkapitals）を定めるものであろう。このようなシステムにおいては、誤った評価の危険の高い投資は、そのような危険の少ない、またはその危険のない投資の場合よりも、より多くの自己資金（Eigennitteln）によって裏打ちされていなければならないであろう。同様の考慮は、資金の流失の危険に関しても、次のような規範によって行うことができる。たとえば、流動資産準備または計画されている資金流失との関係において（in Bezug zu den Liquiditätsreserven oder dem geplanten Mittelabfluss）記録的または計画的な年次資金流失（den historischen oder geplanten jährlichen Mittelabfluss）を設定するなどの規範によってもよい。

貸借対照表上の資本保護「制度」の将来に関する議論（die Diskussion über die Zukunft des bilanziellen Kapitalschutzes）は、正しくは、このような危険と危険に対する備えとの関係が内容的にどのように形成されるか、についての議論でなければならないのであって、「自己資本」という考え方（Konzept Eigenkapital）が方法として正しいかどうか、についての議論であってはならない。⁽³⁴⁾ なぜならば、債権者の保護を支払能力に関連するモデルに結び付けるようなすべての試みとは違って、「自己資本」という考え方⁽³⁵⁾ にあっては、原則（危険と必要な自己資本との関係（という原則））が存在するのであり、この原則は、一方では、補充的（補助的）規範（Auffangnorm）であり（そして、特別な規定のないときに利用されるものである）、他方では、解釈と裁量（裁

量権行使」にあたっての解釈の助けであり、基準なのである。

(30) このさらなる問題をめぐる議論の現状について、Contract ETD/2006/IM/F2/71, Feasibility study on an alternative to the capital maintenance regime established by the Second Company Law Directive 77/91/EEC of December 1976 and an examination of the impact on profit distribution of the new EU-accounting regime, Main Report, KPMG (Deutsche Treuhand-Gesellschaft Aktiengesellschaft Wirtschaftsprüfungsgesellschaft) (2008), S. 269 ff. (zit.: KPMG Feasibility Study on Capital Maintenance, Main Report 2008) 参照。

(31) Vgl. „Behind ALG’s Fall, Risk Models Failed to Pass Real-World Tests“, *Wallstreet Journal*, 31. Oktober 2008.

(32) 詳しくは、Swiss GAAP FER 10 を参照。無体財産 (immaterielle Werte) とは、非金銭的なもの (nicht-monetär) であり、物質的な存在を伴わないもの (ohne physische Existenz) である (例、商標権、ノウハウ、コンピュータ・ソフトウエアなど)。これらは、同一性が確認されるものとして (identifizierbar)、数年にわたって企業に計測可能な利益をもたらすものによる限り、借方〔資産〕として計上可能である (aktivierbar)。

(33) Vgl. dazu Verordnung vom 29. September 2006 über die Eigenmittel und Risikoverteilung für Banken und Effektenhändler (Eigenmittelverordnung, ERV, SR 952.03) (Umsetzung von Basel II für die Schweiz), insb. Art. 36 ff.

(34) Vgl. dazu Böckli, a. a. O. (Fn. 1), § 1 Rdn. 290 ff., S. 104.

(35) Vgl. dazu Patrick Veltz/Max Köster, Die bilanzielle Kapitalerhaltung in der EU vor einer Neuausrichtung? «Machbarkeitsstudie» zur möglichen Einführung von Solvency Tests, in: ST 2008, 6/7, S. 444 ff. und KPMG-Feasibility Study on Capital Maintenance, Main Report 2008 (Fn. 28), S. 269 ff., insbesondere S. 280 ff. (Rickford-Group).

(補註一) この「gebundene Reserve」は「法定準備金」と記出したが、この「gebundene Reserve」とは、法律および定款により積み立てるものを要する準備金 (gesetzliche Reserve, statutarische Reserve) のことである。これに対応して株主総会決議により積み立てられる準備金が「任意準備金 (freie Reserve)」である。この「von Büren/Stoffel/Weber, a. a. O. (Fn. 1), Rdn. 688 ff., S. 141 の「arbitr. „任意準備金“」は、定款または株主総会の決議により積み立てられる準備金から成ることを、これを法律により積み立てるものを要する準備金 (gesetzliche Reserve) とを分けて説明する見解である。

(補註二) *Obligationenrecht*

Art. 662a Abs. 2

Die ordnungsmäßige Rechnungslegung erfolgt insbesondere nach den Grundsätzen der :

1. Vollständigkeit der Jahresrechnung ;
2. Klarheit und Wesentlichkeit der Angaben ;
3. Vorsicht ;
4. Fortführung der Unternehmenstätigkeit ;
5. Steuigkeit in Darstellung und Bewertung ;
6. Unzulässigkeit der Verrechnung von Aktiven und Passiven sowie von Aufwand und Ertrag.

Art. 663a

- (1) Die Bilanz weist das Umlaufvermögen und das Anlagevermögen, das Fremdkapital und das Eigenkapital aus.
- (2) Das Umlaufvermögen wird in flüssige Mittel, Forderungen aus Lieferungen und Leistungen, andere Forderungen sowie Vorräte unterteilt, das Anlagevermögen in Finanzanlagen, Sachanlagen und immaterielle Anlagen.
- (3) Das Fremdkapital wird in Schulden aus Lieferungen und Leistungen, andere kurzfristige Verbindlichkeiten, langfristige Verbindlichkeiten und Rückstellungen unterteilt, das Eigenkapital in Aktienkapital, gesetzliche und andere Reserven sowie in einen Bilanzgewinn.
- (4) Gesondert angegeben werden auch das nicht einbezahlte Aktienkapital, die Gesamtbeträge der Beteiligungen, der Forderungen und der Verbindlichkeiten gegenüber anderen Gesellschaften des Konzerns oder Aktionären, die eine Beteiligung an der Gesellschaft halten, die Rechnungsabgrenzungsposten sowie ein Bilanzverlust.

Art. 665

Das Anlagevermögen darf höchstens zu den Anschaffungs- oder den Herstellungskosten bewertet werden, unter Abzug der notwendigen Abschreibungen.

Art. 669

- (1) Abschreibungen, Wertberichtigungen und Rückstellungen müssen vorgenommen werden, soweit sie nach allgemein aner-

- kanten kaufmännischen Grundsätzen notwendig sind. Rückstellungen sind insbesondere zu bilden, um ungewisse Verpflichtungen und drohende Verluste aus schwebenden Geschäften zu decken.
- (2) Der Verwaltungsrat darf zu Wiederbeschaffungszwecken zusätzliche Abschreibungen, Wertberichtigungen und Rückstellungen vornehmen und davon absehen, überflüssig gewordene Rückstellungen aufzulösen.
- (3) Stille Reserven, die darüber hinausgehen, sind zulässig, soweit die Rücksicht auf das dauernde Gedeihen des Unternehmens oder auf die Ausrichtung einer möglichst gleichmässigen Dividende es unter Berücksichtigung der Interessen der Aktionäre rechtfertigt.
- (4) Bildung und Auflösung von Wiederbeschaffungsreserven und darüber hinausgehenden stillen Reserven sind der Revisionsstelle im einzelnen mitzuteilen.

Art. 670

- (1) Ist die Hälfte des Aktienkapitals und der gesetzlichen Reserven infolge eines Bilanzverlustes nicht mehr gedeckt, so dürfen zur Beseitigung der Unterbilanz Grundstücke oder Beteiligungen, deren wirklicher Wert über die Anschaffungs- oder Herstellungskosten gestiegen ist, bis höchstens zu diesem Wert aufgewertet werden. Der Aufwertungsbetrag ist gesondert als Aufwertungsreserve auszuweisen.
- (2) Die Aufwertung ist nur zulässig, wenn ein zugelassener Revisor zuhanden der Generalversammlung schriftlich bestätigt, dass die gesetzlichen Bestimmungen eingehalten sind.

Art. 671

- (1) 5 Prozent des Jahresgewinnes sind der allgemeinen Reserve zuzuweisen, bis diese 20 Prozent des einbezahlten Aktienkapitals erreicht.
- (2) Dieser Reserve sind, auch nachdem sie die gesetzliche Höhe erreicht hat, zuzuweisen :
1. ein bei der Ausgabe von Aktien nach Deckung der Ausgabekosten über den Nennwert hinaus erzielter Mehrerlös, soweit er nicht zu Abschreibungen oder zu Wohlfahrtszwecken verwendet wird ;
 2. was von den geleisteten Einzahlungen auf ausgefallene Aktien übrig bleibt, nachdem ein allfälliger Mindererlös aus den

dafür ausgegebenen Aktien gedeckt worden ist ;

3. 10 Prozent der Beträge, die nach Bezahlung einer Dividende von 5 Prozent als Gewinnanteil ausgerichtet werden.
- (3) Die allgemeine Reserve darf, soweit sie die Hälfte des Aktienkapitals nicht übersteigt, nur zur Deckung von Verlusten oder für Massnahmen verwendet werden, die geeignet sind, in Zeiten schlechten Geschäftsganges das Unternehmen durchzuhalten, der Arbeitslosigkeit entgegenzuwirken oder ihre Folgen zu mildern.
- (4) Die Bestimmungen in Absatz 2 Ziffer 3 und Absatz 3 gelten nicht für Gesellschaften, deren Zweck hauptsächlich in der Beteiligung an anderen Unternehmen besteht (Holdinggesellschaften).
- (5) Konzessionierte Transportanstalten sind, unter Vorbehalt abweichender Bestimmungen des öffentlichen Rechts, von der Pflicht zur Bildung der Reserve befreit.

Art. 674

- (1) Die Dividende darf erst festgesetzt werden, nachdem die dem Gesetz und den Statuten entsprechenden Zuweisungen an die gesetzlichen und statutarischen Reserven abgezogen worden sind.
- (2) Die Generalversammlung kann die Bildung von Reserven beschliessen, die im Gesetz und in den Statuten nicht vorgesehen sind oder über deren Anforderungen hinausgehen, soweit
 1. dies zu Wiederbeschaffungszwecken notwendig ist ;
 2. die Rücksicht auf das dauernde Gedeihen des Unternehmens oder auf die Ausrichtung einer möglichst gleichmässigen Dividende es unter Berücksichtigung der Interessen aller Aktionäre rechtfertigt
 - (3) Ebenso kann die Generalversammlung zur Gründung und Unterstützung von Wohlfahrtseinrichtungen für Arbeitnehmer des Unternehmens und zu anderen Wohlfahrtzwecken aus dem Bilanzgewinn auch dann Reserven bilden, wenn sie in den Statuten nicht vorgesehen sind.

Art. 675

- (1) Zinse dürfen für das Aktienkapital nicht bezahlt werden.
- (2) Dividenden dürfen nur aus dem Bilanzgewinn und aus hierfür gebildeten Reserven ausgerichtet werden.

Art. 717

- (1) Die Mitglieder des Verwaltungsrates sowie Dritte, die mit der Geschäftsführung befasst sind, müssen ihre Aufgaben mit aller Sorgfalt erfüllen und die Interessen der Gesellschaft in guten Treuen wahren.
- (2) Sie haben die Aktionäre unter gleichen Voraussetzungen gleich zu behandeln.

Art. 725

- (1) Zeigt die letzte Jahresbilanz, dass die Hälfte des Aktienkapitals und der gesetzlichen Reserven nicht mehr gedeckt ist, so beruft der Verwaltungsrat unverzüglich eine Generalversammlung ein und beantragt ihr Sanierungsmaßnahmen.
- (2) Wenn begründete Besorgnis einer Überschuldung besteht, muss eine Zwischenbilanz erstellt und diese einem zugelassenen Revisor zur Prüfung vorgelegt werden. Ergibt sich aus der Zwischenbilanz, dass die Forderungen der Gesellschaftsgläubiger weder zu Fortführungs- noch zu Veräusserungswerten gedeckt sind, so hat der Verwaltungsrat den Richter zu benachrichtigen, sofern nicht Gesellschaftsgläubiger im Ausmass dieser Unterdeckung im Rang hinter alle anderen Gesellschaftsgläubiger zurücktreten.
- (3) Verfügt die Gesellschaft über keine Revisionsstelle, so obliegen dem zugelassenen Revisor die Anzeigepflichten der eingeschränkt prüfenden Revisionsstelle.

(補註) Lukas Handschin 教授 (Professor Dr. Lukas Handschin, Juristische Fakultät der Universität Basel) の来訪を

受けて、関西大学法学部において、二〇〇九年六月一九日(金曜日)午前二〇時から午後五時まで、スイス会社法とわが国の会社法の比較をテーマにシンポジウムがもたれた。議論は、多岐にわたったが、テーマのひとつは、スイス法における自己資本(Eigenkapital)の機能に関するものであり、教授は、主として、ここに訳出した論文と同趣旨の内容を多くの事例を引用して詳細に説かれた。シンポジウムは、訳者の関西大学大学院法学研究科における講義・演習の受講生および卒業生を中心とする比較的小人数の催しであったので、シンポジウムの主たるテーマと同じテーマを取り扱う論文を教授の許可を得てここに翻訳して紹介するものである。